別紙資料

冬季休業中における児童生徒の指導について（見出し一覧表）

１　自律的で意欲的な生活態度を育てる　・・・１
（１）節度ある充実した生活を送る
（２）生活設計を立てる
（３）家族の一員としての自覚を深める
（４）積極的に体験活動に参加する
２　自主的な学習活動をすすめる　・・・１
（１）学習課題を明確にした学習方法について
（２）自由研究，読書，創作活動への積極的な取組について
（３）図書館，美術館等の積極的な利用について指導する
（４）補助教材やワークブック等の使用について指導する
３　健康の保持増進及び安全指導の徹底を図る　・・・２
（１）疾病等の治療について
（２）規則正しい食生活について
（３）高病原性鳥インフルエンザの予防等について
（４）交通安全について
（５）部活動について
（６）冬山登山について
（７）遊び場について
（８）火気の取扱いについて
４　いじめの未然防止に努める　・・・３
５　不登校児童生徒を支援する　・・・３
６　中途退学の未然防止に努める　・・・４
７　問題行動の未然防止に努める　・・・４
（１）暴走族・チーマーについて
（２）飲酒・喫煙について
（３）窃盗・万引きについて
（４）暴力行為・金銭（品）強要について
（５）薬物乱用について
（６）性に関する問題行動について
（７）金銭の浪費及び遊技場への出入りについて
（８）夜間の外出について
（９）外泊・家出について
（10）鉄道線路内への立ち入りや置き石等について
（11）出会い系サイトについて
（12）インターネット等の利用について
（13）携帯電話等ＩＣＴ機器の使用について
８　犯罪被害等の未然防止に努める　・・・７
９　「振り込め詐偽」の防止に努める　・・・７
（１）児童生徒を狙った「振り込め詐欺」について
（２）児童生徒による「振り込め詐欺」について
10　自転車盗の被害防止に努める　・・・８
11　アルバイト就労について適切に対応する　・・・８
12　児童虐待防止に努める　・・・８

13　冬季休業期間中の生徒指導体制を確立する　・・・８
14　冬季休業期間終了後の指導の充実を図る　・・・９
（１）状況把握と早期対応
（２）評価と展望
＊《主な参考資料》　通知文等・ＵＲＬ

《 資　料 》冬季休業中における児童生徒の指導について

冬季休業は，児童生徒が一年を振り返り，清新な気持ちで新しい年に臨むうえで，極めて有意義な時期であるが，ともすれば，日々の生活が不規則となり，事故や問題行動等を起こしやすい時期でもある。

このため，児童生徒にこのことを理解させるとともに，保護者に対して懇談や生徒指導だよりなどを通して積極的に啓発するなど，児童生徒が休業中の生活について具体的な目標をもち，充実した生活を送ることができるよう，次の事項に留意して指導することが必要である。

また，児童生徒に対する指導については，法規法令を遵守（体罰禁止を含む。）するとともに最新情報や事実を基にして適切に行う必要がある。

１　自律的で意欲的な生活態度を育てる

（１）節度ある充実した生活を送る

長期の休業のため，とかく児童生徒は気がゆるみ，不規則な生活に陥りがちである。学級・ホームルーム活動などの時間を活用し，児童生徒に冬季休業の意義を十分理解させ，休業中の生活が充実した節度あるものになるよう指導する。

（２）生活設計を立てる

児童生徒一人一人がこれまでの学校生活や学習を振り返って，休業中の生活設計を立て，その計画を意欲的に実行するよう指導する。

指導に当たっては，保護者と連携をとり，児童生徒の生活実態を踏まえた，継続的で実行が可能な生活設計を立てるよう指導する。

（３）家族の一員としての自覚を深める

年末の大掃除など家庭内の仕事を分担し，積極的に家族の一員としての役割を果たすとともに，家族とのふれあいや対話の機会をできるだけ多くもつよう指導する。また，生命をいつくしみ尊重することや，目標をもって積極的に生きていくことの大切さなど，人間としての在り方や生き方などについて，家族で話し合うことにより，家族の一員としての自覚を深めるよう指導する。

（４）積極的に体験活動に参加する

近年，児童生徒が年齢の枠を超えた集団で活動することが少なくなっている。児童生徒の生きる力をはぐくむためには，生活体験や自然体験等の体験活動の機会を豊かにすることが大変重要である。

地域の諸行事やボランティア活動等への積極的な参加などを通して，社会の一員としての自覚を促すよう指導するとともに，社会奉仕の精神や連帯意識の育成を図り，望ましい人間関係を築けるよう指導することが大切である。

このことから，家庭外での活動等を通して，様々な生活体験，自然体験等ができるよう指導するとともに，関係者にも働きかけを行う。

２　自主的な学習活動をすすめる

（１）学習課題を明確にした学習方法について

これまでの反省に立って復習する内容等を明確にし，その学習の具体的な方法等について全体的・個別的な指導を行う。また児童生徒一人一人の個性を考慮し，それぞれが自分にあった学習計画を立てることができるよう指導する。

（２）自由研究，読書，創作活動への積極的な取組について

児童生徒が興味や関心をもっている自由研究，読書，創作活動などに自主的・継続

的に取り組ませ，個性の伸長を図るよう指導・支援する。

（３）図書館，美術館等の積極的な利用について

図書館，美術館，博物館等の利用を通して地域文化等への関心を深めるとともに，文化に親しむ態度を育成する。

また，図書館等公共施設を利用する場合は，マナーを守り，他の利用者に迷惑をかけないよう指導する。

（４）補助教材やワークブック等の使用について

補助教材やワークブック等を使用する場合には，あらかじめ学校においてその内容を検討して，適切なものを選択するとともに，必要に応じて事前・事後の指導を加える。

３　健康の保持増進及び安全指導の徹底を図る

（１）疾病等の治療について

健康診断等で指摘されている疾病等は，この期間中に治療を完了するよう指導する。

（２）規則正しい食生活について

食は，人間が生きていく上での基本的な営みのひとつであり，健康な生活を送るためには欠かせないものである。食事において，脂肪の過剰摂取や野菜の摂取不足，朝食を取らないなど栄養の偏りや食生活が乱れないよう，食事の重要性や楽しさを理解させるとともに，健康の保持増進のために，望ましい栄養や食事の取り方について指導することが必要である。

（３）高病原性鳥インフルエンザの予防等について

平成２２年１０月２７日付け「高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について（通知）」を踏まえ，休日等の児童生徒等の野外における諸活動を含め，児童生徒に適切な対応を図ることが大切である。

ア　児童生徒等や教職員に対する野鳥への対応等の周知徹底

① 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合には，手をきちんと洗い，うがいをすること。

② 野鳥の排泄物等には触れないこと。触れた場合には，手をきちんと洗い，うがいをすること。

③ 死んだ野鳥を発見した場合には，手で触らず，農林水産事務所林務（第一）課又は農林事業所林務課に連絡すること。

イ　飼育動物の適切な管理

鳥や動物を飼育している場合には，それらが野鳥と接触しないようにすること。

このため，放し飼いは行わないようにするとともに，野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために，飼育施設にトタン板等の屋根を設けるなどの適切な措置を講じること。

（４）交通安全について（参考 URL１３，１４）

「広島県道路交通法施行細則」の改正に伴い，平成１８年６月１日から自転車運転等に罰則規定が設けられた。

さらに，平成２０年６月１日から，１３歳以上の生徒等は，原則として自転車の歩道通行ができないことが明確化されるとともに，幼児児童に係るヘルメット着用努力義務の導入が図られるなど，道路交通法が改正された。

児童生徒が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう，自転車の安全な乗り方や，交通ルール・マナーを守る習慣を身に付けさせるなど，交通安全指導のより一層の徹底を図る。

また，他人の車や二輪車に安易に同乗して，交通事故に巻き込まれないよう指導するとともに，高校生については「運転免許取得及び二輪車使用に関する申し合わせ事項」（いわゆる「三ない運動」）の徹底に努める。

（５）部活動について

部活動の実施に当たっては，健康などにも配慮した適切な指導計画を立て，十分な事前指導を行い実施する。また，活動の実態，児童生徒の体調の変化等を十分に掌握し，体罰や行き過ぎた指導がないようにするとともに，活動中の事故・災害に対応するため緊急連絡体制をつくる。

（６）冬山登山について

冬山登山については，冬山が極めて厳しい自然条件にあることから，原則として行わないよう指導する。

（７）遊び場について

遊び場については，家庭，地域社会及び関係機関との連携を図り，危険なところへ行かないよう指導する。

（８）火気の取扱いについて

たき火等の火遊び，ストーブ等の暖房器具の不注意な取扱いなどが火災の原因となっていること，火災の恐ろしさなどについて周知し，火災予防に心がけるよう指導する。また，児童生徒が不必要に火気を取り扱わないよう指導する。

４　いじめの未然防止に努める（参考 URL４，５，６，９）

いじめは，「人間として絶対に許されない」行為であり，児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし，命をも奪いかねないものである。

このため各学校では，日頃から，教職員と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育成する取組を進め，悩みを気軽に相談できるなどの教育相談体制を確立する。また，いじめの早期発見・早期対応のための実態把握について，その手法として「アンケート調査」と「個人面談」を実施した上で，これに加えて，各学校の実情に応じて，「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒の間で日常的に行われている日記等の活用」など，児童生徒から直接状況を聞く機会を設けることが必要である。

さらに，いじめに対して毅然とした態度で臨むとともに，学校は，被害児童生徒を必ず守るという姿勢を示す。特に，長期休業中は校外でのいじめが発生することも考えられることから，保護者と十分連携をとり，児童生徒の状況を把握し，いじめを受けた児童生徒が一人で悩むことなく，教職員や保護者等に相談するよう呼びかけることが重要である。

昨今においては，インターネットの掲示板や携帯電話のメールによるいじめ（「ネットいじめ」）が起こるなど新たな問題が発生しているため，相手を思いやる心や規範意識を育成することが大切である。

５　不登校児童生徒を支援する

不登校の解決を図るためには，「不登校への取組が，教育力を高める」という基本認識のもと，各学校が不登校を課題として認識し，校長の明確な学校経営ビジョンと組織的な不登校児童生徒への指導・支援活動を通して，すべての児童生徒が安心して通え，生き生きと学ぶことができる魅力ある学校づくりを進めることが必要である。このため教職員と児童生徒及び児童生徒同士が互いに信頼関係を深め，教育活動を充実させることが重要である。とりわけ，不登校児童生徒に対する家庭訪問を継続し，学習の補充を行

うなど，新学期に向け学校，家庭及び関係機関が密接な連携を図っておくことが重要である。

６　中途退学の未然防止に努める（参考 URL４，５，６）

中途退学の未然防止に向けて，学校は教育活動全般において生徒理解を深め，一人一人の生徒の状況を把握するとともに，生徒が悩みや不安を相談しやすい体制を作ることが必要であり，生徒の能力，適性，興味，関心や将来の進路希望等を把握し，生徒が自己の将来を見通し，意欲的に学習するよう組織的，計画的な進路指導を推進する。

また，長期休業中は，生活習慣の乱れなどから，規範意識や学習意欲の低下をまねくこともあるため，家庭と連携し，生徒が自ら学ぶ意欲を高め，主体的に学習する習慣を身につけさせるよう取組を進めることが大切である。

７　問題行動の未然防止に努める

冬季休業中のなかでも，年末年始は，生活が不規則になりがちで，問題行動が発生しやすい時期であるため，次の事項については，特に指導を徹底し規範意識の向上を図るとともに，家庭・地域及び関係機関等と協力して，巡回指導を行うなど，その未然防止に努める。

児童生徒と積極的に問題行動について話し合い，児童生徒が自らの問題としてこれをとらえ，解決できるよう指導することが大切である。

（１）暴走族・チーマーについて

ア　暴走族は，交通ルールを無視した暴走行為を繰り返すだけでなく，傷害等の暴力事件を起こすなど，重大な犯罪行為を繰り返している。

また，暴力団との繋がりが深く，「面倒見」の存在も明らかになっている。更に，暴力団関係者への「上納金」のために，窃盗などの罪を犯してしまう事件も発生しており，暴走族は一度加入してしまうと容易に脱退することができない集団である。

暴走族に加わらないことはもちろん，それが関わる事件に巻き込まれないためにも，暴走族が行う犯罪の悪質性や暴走行為の危険性を十分理解させ，「暴走をしない」「させない」「見に行かない」よう指導の徹底を図る。

チーマーは，バイク等による暴走行為はしないものの，金銭（品）強要，暴力行為及びバイク盗など，いろいろな犯罪行為を起こしていることから，暴走族と同様に，その問題点について指導することが必要である。

また，暴走族・チーマーへの入会や暴走行為等の未然防止を図るとともに，すでに加入している生徒に対しては，家庭及び関係機関とも十分に連携し，脱会するようねばり強く指導する。

イ　暴走族に誘われたり，脱会を希望している児童生徒や保護者からの相談に応えるために整備した電話相談体制を活用するよう周知する。

（ア）県教委暴走族相談電話（月～金，9:00～17:00　℡：082-227-5034）
（イ）県警察暴走族相談電話（毎日，２４時間　℡：082-228-2929）
（ウ）ヤングテレホン（県警察少年ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ）（毎日，２４時間　℡：082-228-3993）
（エ）広島こども家庭センター・子ども何でもダイヤル
（年末年始を除く毎日，毎日，9:00～17:00　℡：082-255-1181）

（２）飲酒・喫煙について

飲酒・喫煙の低年齢化，常習化の傾向が見られる。未成年者の飲酒・喫煙は法律で禁止された行為であるとともに，身体に悪影響を与えることを理解させ，家庭・地域及び関係機関と協力して，飲酒・喫煙の防止に努める。

（３）窃盗・万引きについて（参考 URL５，６）

窃盗・万引きは，校外における問題行動の中で依然として高い割合を占めており，児童生徒が遊び感覚や集団心理などから窃盗事件に及ぶなど当事者の罪の意識が低い傾向がある。

広島県警察が発表している「平成２１年非行少年補導状況」では，万引きや自転車盗等の初発型非行により補導された少年は，２，１９８人であり，刑法犯少年総数の６８．７％を占めている。

各学校においては，児童生徒らに善悪のけじめや自制心・公徳心などの道徳意識を高め，窃盗は犯罪であることを自覚させるとともに，特に，家庭，地域及び関係機関等との連携を密にして，校外における問題行動を未然に防止する指導を行う。

（４）暴力行為・金銭（品）強要について（参考 URL５）

児童生徒が関係する傷害，暴力事件が多発している。休業中は，校外での生活が多くなり，ともすれば，交友関係等から暴力事件に巻き込まれたり，金銭（品）を強要されたりしやすいので，交友関係や生活態度等について十分な指導を行うとともに，万一被害を受けた場合は，自分だけで解決しようとせず，速やかに保護者や学校等に相談するよう指導する。

また，学校だけの抱え込みになることのないよう，警察など関係機関とも積極的な連携を図る。

（５）薬物乱用について

近年，大麻，MDMA 等合成麻薬事犯の検挙人数の６割～７割を未成年者及び２０歳代の若者層が占めており，青少年を中心に乱用されている状況がうかがわれる。薬物乱用の動機は，その大半が好奇心や間違った情報によるものであり，その防止に向けては，薬物乱用は心身に多大の悪影響を与えるだけでなく，場合によっては生命の危険にも及ぶおそれがあることについて理解を深めさせるとともに，「ダメ，ゼッタイ。」と言える勇気を持たせ，自己を大切にすることを指導する。

保護者に対しても，覚せい剤等の薬物についての正しい知識をもつよう働きかけるとともに，家庭・地域及び関係機関等と連携して，児童生徒に趣味やスポーツなど真に打ち込めるものを見つけさせ，健全な生活ができるよう個別指導の徹底を図り，その未然防止に努める。

また，覚せい剤・シンナー等の薬物乱用防止についての教職員の研修会及び生徒・保護者対象の非行防止教室（平成 18 年６月 28 日付けで名称変更）を開催する等の啓発活動を行う。

（６）性に関する問題行動について

性に関する問題行動は，児童生徒に誤った異性観を形成させたり，人間性や道徳性を傷つけたりするなどの重大な内容を含んでいる。

今日，児童生徒を取り巻く環境は，テレビ，雑誌，ビデオ，インターネットＷｅｂページ等により，性に関する様々な情報が氾濫するとともに，携帯電話やインターネット等を介した出会い系サイト等の問題が社会問題になるなど，極めて憂慮すべき状況にある。

このため，発達段階に応じて児童生徒に性の問題に対して，適切な判断ができるよう指導の徹底を図るとともに，日頃から児童生徒の生活実態の把握に努め，人間尊重の精神に基づいた性に関する教育を学校教育のあらゆる機会を通して行う。

また，保護者に対しても，これらの問題や児童生徒のおかれている性に関する状況について理解を求めるとともに，日常の児童生徒の生活状況に十分配慮するよう働きかける。

（７）金銭の浪費及び遊技場への出入りについて

金銭の使い方については，浪費癖がつかないよう指導するとともに，児童生徒だけでカラオケボックス，漫画喫茶，インターネットカフェ等の利用は行わないよう指導し，遊技場への出入りについて，その問題性を児童生徒に理解させ，立ち入らないよう指導する。

また，各種パーティー等への参加についても保護者の承認のもとに参加するよう指導する。

（８）夜間の外出について

近年，児童生徒が安易に夜間の外出をする傾向があるが，夜間における外出は問題行動に関与したり，巻き込まれたりするなど危険があることを児童生徒に周知する。やむをえず夜間外出する場合には，前もって帰宅時間や行き先を必ず保護者に伝えておくように指導する。

また，広島県青少年健全育成条例では２３時以降，正当な理由がなく徘徊した場合には警察による補導の対象となることを周知する。

（９）外泊・家出について

保護者を伴わない安易な外泊には，たとえ短期であっても生活や交友関係の乱れが伴うことがある。特に冬季休業期間は外泊が長期にわたったり，遠距離の家出に発展することもあるので，児童生徒の交友関係や家族の在り方について考えさせる指導をする。

また，外泊にあたっては，必ず保護者に了解をとるよう指導するとともに，家出に伴う危険性や影響について指導し，家庭との連携を強化して，その未然防止に努める。

(10) 鉄道線路内への立ち入りや置き石等について

鉄道線路内への立入りや置き石，自動車専用道路への投石は，脱線事故や人身事故等の重大事故につながる悪質な行為であることを児童生徒が十分理解するよう指導するとともに，保護者と緊密に連携し，事故防止のため指導の徹底を図る。

(11) 出会い系サイトについて（参考 URL２，５，６，７，１２）

警察庁の調べによると，平成 22 年上半期（１月～6 月）のいわゆる出会い系サイトによる犯罪被害者の６３．２％が１８歳未満の児童生徒であることから，児童生徒に出会い系サイトの危険性について十分理解させ，安易に出会い系サイトにアクセスさせないとともに，送信されてきたメールは削除するなど自分の身を守るために「見ない」「書き込まない」「絶対に会わない」の指導を徹底する。

また，平成１５年９月１３日に施行された「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の趣旨を周知し，特に１８歳未満の児童も処罰の対象になっていることも指導する。

(12) インターネット等の利用について（参考 URL２，７，８）

高度通信ネットワーク社会の進展により，インターネットは電子メールやホームページの閲覧，インターネットショッピングなど様々な用途で活用されている。

一方，詐欺・悪質商法（架空・不当請求メール，ワンクリック詐欺等），オークション被害，名誉毀損・脅迫等のサイバー犯罪，学校裏サイト（学校非公式サイト）・ブログ・プログなどが社会的問題となっていることから，児童生徒及び保護者にインターネットの利用に伴う問題点を理解させるとともに注意を喚起する。

特に，サイバー犯罪は，匿名性が高いこと，犯罪の痕跡が残りにくいこと，不特定多数のものに被害が及ぶなどの特徴があるため，犯罪やトラブルの被害に遭わないように指導するとともに，サイバー犯罪に関する相談は，関係機関と連携を図り適切に対応するよう周知する。

（13）携帯電話等ＩＣＴ機器の使用について（参考URL７，８）

児童生徒がインターネット上の有害な情報に携帯電話等からアクセスし，事件に巻き込まれたり，掲示板・学校裏サイト・ブログ等に誹謗中傷を書き込んだりするなど，児童生徒が加害者にも被害者にもなるケースが発生している。

また，携帯電話でのインターネットやメールの送受信に多くの時間やお金が使われたり，食事や入浴の際にも携帯電話が手放せない携帯依存になったりするなどの状況がある。

このような現状から教育長会，校長会及びＰＴＡ団体の代表で構成される「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」において，携帯電話に係る様々なトラブルから児童生徒を守るために，「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」を展開することとし，「学校には携帯電話の持ち込みをやめましょう」「家庭では，保護者が子どもの携帯電話に責任を持ちましょう」「家庭では，わが家の携帯ルールを作りましょう」「学校では，発達段階に応じた情報モラル教育を徹底しましょう」の４つの提案がなされた。この運動が実効性のある取組になるよう家庭で過ごす時間の多い冬季休業中を活用し，携帯電話が本当に必要かどうか家庭で十分話し合うとともに，家庭における携帯電話の使用ルールを作るよう保護者へ働きかけを行うことが大切である。さらに，インターネットに接続し，有害情報によるトラブルや犯罪被害を防ぐために，フィルタリング（有害サイトアクセス制限）を利用するよう，保護者に協力を求めることも重要である。

このため，携帯電話等ＩＣＴ機器を購入し使用することについては，児童生徒に，その問題点を十分理解させるとともに，保護者に対しては，利用に伴う問題点等について十分説明し，学校の指導方針への理解と協力を求める。

８　犯罪被害等の未然防止に努める（参考URL１０）

本県においても，いわゆる不審者が頻繁に出没し，出没地域も単に都市部に限らず，県内全域にわたっている。

児童生徒が事件・事故に巻き込まれないよう，児童生徒の安全を確保する体制を整備し，自らの危険予測，危険回避能力を高めることが重要であるとともに，身の回りの不審な出来事等について，相談しやすい環境づくりに努める。

また，児童生徒が事件・事故などに遭遇した場合，直ちに学校や保護者，地域，警察へ連絡するよう指導するとともに，保護者，地域，関係機関との連携を図り，様々な情報交換に努め，迅速な対応ができるよう体制を整えておく。

さらに，児童生徒に対して，事件・事故に巻き込まれたときの対応策を考えさせ，具体的な行動について，ロールプレイング等を活用して指導することが大切である。

９　「振り込め詐欺」の防止に努める

（１）児童生徒を狙った「振り込め詐欺」について

実際には使用していない有料サイトの利用料金等の名目で金銭を騙し取る詐欺事件の被害に遭わないよう次の３点を指導する。

ア　利用した覚えがなければ現金を振り込まない。

イ　相手に連絡しない，相手に自分の氏名・住所を教えない。

ウ　見覚えのないメールに表示されているアドレスにはアクセスしない。

（２）児童生徒による「振り込め詐欺」について

「振り込め詐欺」で逮捕された犯人の中には中・高校生もおり，安易な気持ちで引き出し役を引き受けたり，詐欺に使うために通帳やキャッシュカードを作っている。

犯罪に加担しないよう次の２点を指導する。

ア　預貯金の引出しを頼まれても安易に引き受けないこと。

イ　通帳の売買は犯罪であること。

10　自転車盗の被害防止に努める（参考 URL１）

本県における自転車盗は，平成２２年６月末までで，３，３６２件発生しており，昨年の同時期と比較して，１２２件増加している。自転車盗の被害に遭わないためには，次のことを理解させる必要がある。

○　駐輪場などに自転車を置くときは，面倒がらずに鍵をかけ，きちんと整頓して駐めておく。また，鍵を２つ以上かけると，盗まれる確率が非常に低くなる。

○　自転車盗は，盗む者が悪いことは当然であるが，鍵をかけずに駐めていたり，道路や公園などに長期間放置したりすると，交通の妨害になり迷惑がかかるだけでなく，安易に交通手段として使おうとする者も出て，自転車盗を生み出す一つの原因になることがある。

11　アルバイト就労について適切に対応する

アルバイト就労の許可にあたっては，必ず「許可願」を学校に提出するなど，勤務先，勤務条件，アルバイト就労の目的等を明確にして，保護者や事業所と十分協議し，連携をとりながら行うことが大切である。

また，アルバイト就労の持つ意義や問題点について考えさせ，きちんとした意識を持って就労するよう指導するとともに，正しく労働基準法を認識させておくことが必要である。

さらに，その許可については，青少年の健全な育成の観点から健康，安全面や事故発生時の責任の所在等も検討したうえで慎重に行うことが重要である。

12　児童虐待防止に努める（参考 URL３，５）

平成２２年３月３０日付け「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）」並びに「児童虐待の防止のための学校，教育委員会等の的確な対応について（通知）」を踏まえ，日頃から児童生徒の状況把握を行い，児童虐待の早期発見・早期対応，被害を受けた児童生徒の適切な保護等，児童虐待防止に向けた適切な対応が図られるように努める。

具体的には，児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合，また，児童虐待の疑いがある場合には，確証がなくても，こども家庭センター等の関係機関へ通告し，疑いの根拠となる事情を明確に伝え，その後も関係機関と連携し，当該児童生徒に必要な支援を継続して行うなど適切に対応する。

また，情報提供の仕組みについて事前に関係市町等と学校との間で協定を締結し，合意しておくとともに，情報提供に当たっては，概ね１か月に１回を標準としつつも，頻度や対象となる児童生徒を柔軟に設定するなど，こども家庭センターを中心とした児童虐待防止に向けた対応が，実効性のあるものとなるよう取組を充実する。

13　冬季休業期間中の生徒指導体制を確立する（参考 URL４，５）

冬季休業期間中に発生した問題行動等への対応について，あらかじめ教職員間でその指導の進め方を確認しておき，必要に応じてプロジェクトチームを編成するなど，迅速な対応ができるよう生徒指導体制を確立しておく。

14　冬季休業期間終了後の指導の充実を図る

（1）状況把握と早期対応

冬季休業期間終了後，学級（ホームルーム）担任を中心として，児童生徒一人一人の健康状態，生活習慣，学習態度，言葉づかい，服装・頭髪等の状況を把握し，生徒指導上問題が見られる場合には，保護者と連携し早期に適切な指導を行う。

（2）評価と展望

冬季休業期間終了後できるだけ早い時期に，児童生徒一人一人の休業中の生活全般についての評価ができるような機会を設けるなど，新しい年への意欲を高め，充実した学校生活が送られるよう指導する。

《主な参考資料》

【参考資料】広島県教育委員会①

生徒指導資料	発行年月
生徒指導資料No.１ (改訂版) 窃盗・万引	平成 ２年 ４月
生徒指導資料No.２ (改訂版) シンナー等の悪用	平成 ２年 ４月
生徒指導資料No.４ (改訂版) 家出	平成 ２年 ４月
生徒指導資料No.６ (改訂版) 性に関する問題行動	平成 ２年 ４月
生徒指導資料No.９ (改訂版) 喫煙	平成 ５年 ７月
生徒指導資料No.12 いじめ	平成 ７年 ３月
生徒指導資料No.13 暴力行為	平成 ７年 ７月
生徒指導資料No.14 覚せい剤等の薬物乱用防止	平成 ８年 ７月
生徒指導資料No.15 テレクラ等の被害防止	平成 ９年 ６月
生徒指導資料No.16 暴力行為の未然防止について	平成 ９年 ７月
生徒指導資料No.17 学校・家庭・地域の連携について	平成 ９年12月
生徒指導資料No.18 金銭強要（恐喝）について	平成10年 ９月
生徒指導資料No.19 暴走族追放について	平成11年 ９月
生徒指導資料No.20 危機管理について	平成12年 ２月
生徒指導資料No.21 家庭・地域との連携の在り方	平成12年 ９月
生徒指導資料No.22 出会い系サイト等の被害防止について	平成13年10月
生徒指導資料No.23 対人関係能力の育成について	平成14年12月
生徒指導資料No.24 生徒指導上の諸問題を未然に防止する指導プログラム例について	平成16年 １月
生徒指導資料No.25 (改訂版) 高等学校における問題行動への対応について	平成16年10月
生徒指導資料No.26 万引きなど窃盗等の実態と対応について	平成16年11月
生徒指導資料No.27 生徒指導重点校の取組について	平成17年 ９月
生徒指導資料No.28 (改訂版) いじめ問題への取組みの徹底のために	平成18年12月
生徒指導資料No.29 携帯電話等ＩＴ機器の適切な使用に関する指導の在り方について	平成19年10月
生徒指導資料No.30 豊かな人間性や社会性を育む生徒指導の進め方について ～社会奉仕体験活動を通して～	平成19年12月
携帯電話・インターネットのトラブル対応マニュアル ～サイバー犯罪被害防止～	平成20年 ７月
生徒指導資料No.31 望ましい人間関係の在り方と規範意識の育成について	平成21年 ３月
生徒指導資料No.32 児童生徒の規範意識を醸成するための生徒指導体制の在り方について	平成21年10月
生徒指導のてびき (改訂版)	平成22年 ３月
生徒指導資料No.33 生徒指導に係る保護者との適切な連携の在り方について	平成22年 ９月

【参考資料】広島県教育委員会②

資料名	発行年月
猟奇・残酷さを内容とするビデオテープの貸出し等について(通知)	平成 元年 ９月
生徒指導の充実について (通知)	平成 ２年 ５月
学校における体育的活動等による事故の防止について (通知)	平成 ８年 ４月
生徒指導の充実について(通知)	平成 ８年 ６月
いじめの問題に対する取組みの徹底について (通知)	平成 ８年10月
覚せい剤等薬物乱用防止の指導のための参考資料	平成 ８年12月
いじめの問題の指導のために	平成 ９年 ７月
生徒指導のてびき	平成13年 ３月
「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の公布について (通知)	平成15年 ７月
子どもたちが犯罪に巻き込まれないために	平成15年12月

重大事件を受けた文部科学大臣談話の発表について（通知）	平成16年 6月
交通事故の防止と交通安全教育の徹底について（通知）	平成16年 6月
犯罪防止教室等児童生徒の安全・非行防止に係る指導の充実及び調査について（通知）	平成16年12月
児童生徒に対する体罰の禁止について（通知）	平成16年12月
犯罪防止教室等児童生徒の安全・非行防止に係る指導の充実について（通知）	平成17年 4月
安心・安全な学校づくりのための文部科学省ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑ第一次報告について（通知）	平成17年 4月
水泳等の事故防止について（通知）	平成17年 6月
学校における熱中症事故の防止について（通知）	平成17年 6月
児童生徒の問題行動等への対応の在り方に関する再点検及び生徒指導の充実について（通知）	平成17年 6月
平成18年度広島県教育資料	平成18年 4月
自転車の安全利用の徹底及び学校における「自転車盗」被害防止対策について	平成18年 3月
犯罪防止教室等児童生徒の安全・非行防止に係る指導の充実及び調査について（通知）	平成18年 4月
児童生徒の規範意識の醸成に向けた指導の充実について（通知）	平成18年 6月
「生徒指導体制の在り方についての調査研究」報告書について（通知）	平成18年 8月
「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」（報告書）（通知）	平成18年10月
携帯電話がもたらす弊害から子どもを守るためにについて（通知）	平成18年10月
いじめの問題への取組みの徹底について（通知）	平成18年10月
問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）	平成19年 2月
非行防止教室の実施等児童生徒の非行防止に係る指導の充実について（通知）	平成19年 4月
非行防止教室の実施等児童生徒の非行防止に係る指導の充実について（通知）	平成20年 4月
携帯電話・インターネットのトラブル対応マニュアル～サイバー犯罪被害防止～の作成について（通知）	平成20年 7月
児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組みの徹底について（通知）	平成20年 8月
薬物乱用防止教育の充実について（通知）	平成20年11月
「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）の送付について（通知）	平成21年 1月
学校における携帯電話の取扱い等について（通知）	平成21年 2月
「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」について（通知）	平成21年 3月
望ましい人間関係の在り方と規範意識の育成について（通知）	平成21年 3月
非行防止教室の実施等児童生徒の非行防止に係る指導の充実について（通知）	平成21年 4月
「携帯電話を学校へ持ち込まないことへの指導に関する調査」について（通知）	平成21年 4月
子どもの携帯電話等の利用に関する調査結果について（通知）	平成21年 6月
児童生徒の規範意識を醸成するための生徒指導体制の在り方について（通知）	平成21年10月
子どもを見守り育てるネットワーク活動の推進について（通知）	平成22年 2月
生徒指導のてびき（改訂版）の送付について（通知）	平成22年 3月
学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）	平成22年 3月
児童虐待の防止等のための学校，教育委員会等の的確な対応について（通知）	平成22年 3月
生徒指導の充実について（通知）	平成22年 4月
非行防止教室の実施等児童生徒の非行防止に係る指導の充実について（通知）	平成22年 4月
児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について（通知）	平成22年 5月
『生徒指導支援資料2「いじめを予防する」』の送付について（通知）	平成22年 7月
児童虐待の防止等のための学校，教育委員会等の対応の徹底について（通知）	平成22年 8月
子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けた行動計画について（通知）	平成22年 8月
「平成２１年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について（通知）	平成22年 9月
生徒指導，家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について（通知）	平成22年 9月
「生徒指導提要」，「平成２１年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」及び「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」の送付について（通知）	平成22年 9月
万引き防止啓発ポスターにおける協力について（通知）	平成22年10月
いじめの実態把握及びいじめ問題への取組の徹底について（通知）	平成22年11月

【参考ＵＲＬ】

		ＵＲＬ
1	広島県警察	http://www.police.pref.hiroshima.lg.jp/
2	サイバー犯罪対策室	http://www.police.pref.hiroshima.lg.jp/041/hightech/index.html
3	広島県こども家庭センター	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/category/1225179416512/index.html
4	生徒指導提要	http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/1294538.htm
5	生徒指導のてびき（改訂版）	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kyouiku/hotline/18seitoshidou/tebiki/shiryou/index.htm
6	生徒指導資料№1～№33	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kyouiku/hotline/05junior/other/seito/index.html
7	携帯電話・インターネットのトラブル対応マニュアル ～サイバー犯罪被害防止～	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kyouiku/hotline/05junior/other/seito/pdf/keitaidenwa.pdf
8	「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」について	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kyouiku/hotline/05junior/other/seitosidou/index.html
9	いじめの問題の解決のために	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kyouiku/hotline/ijime/index.htm
10	幼児児童生徒の安全を確保するための緊急対策について	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kyouiku/hotline/16anzen/h13_07kanri/vol5.html
11	平成21年非行少年等補導状況	http://www.police.pref.hiroshima.lg.jp/044/21hikou.pdf
12	警察庁　サイバー犯罪対策（出会い系サイトに関連した犯罪対策リーフレット）	http://www.npa.go.jp/cyber/deai/pamphlet/index.html
13	広島県道路交通法改正（自転車の歩道通行のルールの変更等）	http://www.police.pref.hiroshima.lg.jp/050/doukouhouindex.html
14	広島県道路交通法施行細則改正（自転車の片手運転等）	http://www.police.pref.hiroshima.lg.jp/050/index.html